

郡山市交通安全対策会議条例を廃止する条例をここに公布する。
令和8年9月28日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第45号

郡山市交通安全対策会議条例を廃止する条例

郡山市交通安全対策会議条例（平成9年郡山市条例第9号）を廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前		
別表第2（第2条関係） 附属機関の委員等の報酬		別表第2（第2条関係） 附属機関の委員等の報酬		
区分	報酬額	区分	報酬額	
(略)		(略)		
		交通安全対策会議	委員	日額 8,100円
			特別委員	
			幹事	
(略)		(略)		
備考（略）		備考（略）		